

特定調停のイメージ

— 裁判所が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します —

特定調停に適している場合

- 借金をしている貸金業者の数が少ない場合
- 「引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

所要期間（相談～返済計画の合意まで）

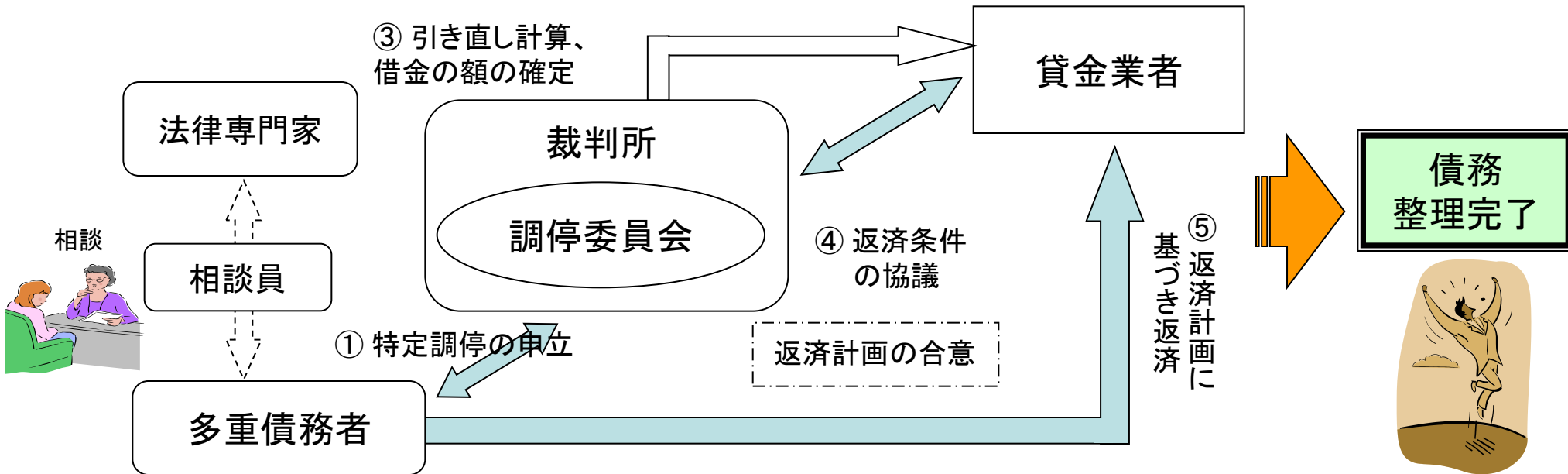
→ 1～2ヶ月※

所要費用

→ 数千円程度※

※ここで紹介する数値は一例です。具体的には地元の法律専門家に確認して下さい。

② 申立があった旨の通知送付⇒ <<取立ストップ>>



主なメリット

- 裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる
- 返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる
- 法律専門家を頼まずにできるので、費用が安い

主なデメリット

- 借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要がある
- 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると直ちに給与等を差し押さえられる